

メー ル 施 行
兵 共 募 発 第 5 号 - ①
令 和 4 年 4 月 8 日

一般社団法人 兵庫県老人福祉事業協会 事務局長 様
一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 戸 田 達 男

「公益信託 前田清栄老人福祉基金」にかかる助成の周知ご協力について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から共同募金運動の推進につきまして格別のご支援を賜わり、深謝申し上げます。

さて、本会では兵庫県内に所在する「老人福祉法第5条の3に規定する施設」と「老人福祉法第5条の2に規定する施設」のうち、「社会福祉法人」及び「特定非営利活動法人」の運営する下記の施設を対象とする標記基金の助成につきまして、申請を受け付けることといたしました。

つきましては、業務ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴会加盟の対象施設に対し、本基金助成の周知につきましてご協力賜わりたくお願い申し上げます。

なお、本案内は兵庫県社会福祉協議会、兵庫県及び政令指定都市・中核市の高齢者福祉施設担当部局へも送付させていただいておりますことを申し添えます。

記

1 公益信託前田清栄老人福祉基金の概要

(1) 助成対象

「兵庫県内に所在する老人福祉法第5条の3に規定する施設」

- ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム
- ウ 軽費老人ホーム エ 老人デイサービスセンター

「兵庫県内に所在する老人福祉法第5条の2に規定する施設」

- ア 小規模多機能型居宅介護事業所
- イ 認知症対応型共同生活介護事業所

※申請は、1法人1施設とし、次の施設は対象外とします。

- (1) 要望した施設の前年度決算における繰越金が5億円を超える場合
- (2) 過去5年間に本助成を受けた法人

(2) 助成内容

老人福祉施設の設備及び備品拡充に対する助成金の給付

(3) 助成金額等

- ア 1施設につき1,000,000円以内かつ
介護保険事業実施施設は総費用の4分の3以内
その他の施設は総費用の5分の4以内
- イ 対象施設数 10か所程度

(4) 申請締切 令和4年7月8日(金) 必着

(5) 提出方法 「助成金申請書」の所要事項を記入し、「見積書」等の書類を添えてご提出ください。
なお、「助成金申請書」につきましては、e-mailでの送信も併せて願申し上げます。

(6) 交付予定時期 令和4年9月下旬頃

《お問い合わせ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会 (担当：戸田・吉田)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625

E-Mail：info@akaihane-hyogo.or.jp